

鎌倉市食育推進会議条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、鎌倉市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鎌倉食育推進計画の作成及び進行について調査審議し、並びにその実施を推進すること。
- (2) その他食育の推進に関して、重要事項を調査審議し、及び施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 食育の推進に関係を有する団体に属する者
- (4) 食育の推進に関係を有する事業者の代表者又は従業員
- (5) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。